

## 社員提案

### 第3号議題 「地方本部長選挙」にかかる規則改正の件

※本議題は定款第68条第1項の規定により社員総会の普通決議事項に該当

[提案社員]

JF1RPZ	出田 洋	JN4THO	猶崎 光
JH1XUP	前田 吉実	JG5UWK	横山 隆典
J11RKA	板橋 直樹	JH5LYW	三好 伸幸
J11XKH	増田 浩	JR6IKD	中嶋 邦浩
JJ1WTL	本林 良太	JK7LXU	石岡 洋一
JL1HHN	安田 晃央	JE8KQR	大國 秀夫
7K1BIB	山内 貴博	JL8LGW	船水 明
JA2JNA	岡本 吉史	JA9DMD	平田 進
JF2PEO	森川 智紀		
JH2DFJ	岩田 泰典		
JH2EUO	堀内 豊		
JJ2JIX	後藤 直		
JO2MLC	村井 千鶴		
JA3HBF	田原 廣		
JA3WDL	井村 厚		
JE3QZV	片山 泰英		
JG3DOR	河端 良治		
JG3QZN	田中 一吉		
JH3IJY	武市 章和		
JK3IJQ	大東 治宜		
JL3JRY	屋田 純喜		
JR3KUF	池上 和彦		
JA4DLF	網島 俊昭		
JH4PHW	坂井 志郎		
JJ4QKY	河村 博		



2023年4月25日

〒170-8073

東京都豊島区南大塚 3-43-1 大塚 HT ビル 6 階

一般社団法人日本アマチュア無線連盟

会長（代表理事） 高尾 義則 殿

一般社団法人日本アマチュア無線連盟社員

7K1BIB 山内貴博

(コールサイン及び署名)

### 社員提案権行使書（地方本部長選挙）

私たち社員は、総社員の議決権の 30 分の 1 以上の議決権を有する社員として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」といいます。）第 43 条及び第 44 条の規定に基づき、本書をもって、下記のとおり請求します。

#### 記

- 1 法第 43 条第 2 項の規定に基づき、別紙に記載する議題（以下「本議題」という。）を、2023 年 6 月 25 日開催予定の第 12 回定時社員総会における社員総会の目的とすること。
- 2 法第 44 条の規定に基づき、本議題について、別紙に記載する議案を提出するので、法第 45 条第 1 項の規定に基づき、議案の要領及び提案の理由として、本社員提案権行使書（本頁を含む）を全社員に通知・送付すること。

本提案権行使の時点で議題の件数が確定していないため、議題の番号は付しておりません。また、本議題が社員総会の普通決議事項に該当することについては、JARL 総務部総務課に確認済みです。

以上

(起案者 社員 7K1BIB 山内貴博)

## 第●号議題 「地方本部長選挙」にかかる規則改正の件

## (1) 議案の要領

規則第 19 条に規定する「地方本部区域毎の理事の候補者の選挙」を「地方本部長の選挙」に変更し、同選挙に当選した者がそのまま地方本部長に就任するものとする改正案です。規則改正案の新旧対照表は別紙 2 のとおりです。

## (2) 提案の理由

現行の規則第 19 条は、10 ある地方本部ごとの選挙で「理事の候補者」が選出され、定時社員総会での承認を経てそれぞれの「地方本部長」に就任するしくみがとられています。

ですが、「地方本部ごとの選挙で当選した者が、他のエリアの社員の反対で地方本部長に就任できなくなるのは適当でない」「複雑すぎてわかりにくい」等の強い意見が、新法人発足直後からあがっていました。

「地方本部長」は、その地方本部区域内の正員が選挙で決めるべきものです。

一方で、「理事」は、法 63 条の規定により、社員総会の決議で決めなければなりません。

以上を踏まえ、以下のように制度を変更することを提案します。

- (1) 「地方本部区域毎の理事の候補者の選挙」を、「地方本部長の選挙」に変更し、地方本部区域毎の選挙で当選した者が、そのまま地方本部長に就任することとします（交代の時期は、当面は、現行どおり定時社員総会の終了時とする。）。
- (2) 定時社員総会では、以下の各候補者につき賛否を問い、過半数の賛成を得た者が「理事」に就任するものとします。

(ア) 全国から選出された理事候補者	5名（変更なし）
(イ) 地方本部長の選挙の当選者	10名
(ウ) 理事会推薦	2名（変更なし）

なお、本改正は、第 12 回定時社員総会において可決されたときに直ちに施行されるものとします。また、理事会におかれては、本改正が施行された後すみやかに、関連する規程（選挙規程等）を、本改正に整合するよう改正されるように求めます。

以上

JARL 規則改正案 新旧対照表

規則の一部を次のように改正する。

次の表の「改正前」の欄に掲げる規定を同表の「改正後」の欄に掲げる規定に改める（下線部を追加し、二重抹消線部を削除する。）。

改正後	改正前	改正の趣旨
<p>第5章 選挙 (選挙)</p> <p>第19条 連盟の行う選挙は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 定款第18条第2項に規定する社員を選出する選挙</p> <p>(2) 第26条第1項に規定する理事の候補者を選出する選挙</p> <p><u>(3) 第36条第1項第1号に規定する地方本部長を選出する選挙</u></p>	<p>第5章 選挙 (選挙)</p> <p>第19条 連盟の行う選挙は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 定款第18条第2項に規定する社員を選出する選挙</p> <p>(2) 第26条第1項に規定する理事の候補者を選出する選挙</p>	<p>(3)として「地方本部長を選出する選挙」に関する条文を新設するものです。</p> <p>(1)「社員選挙」と(2)「全国から選出する理事の候補者選挙」に変更はありません。</p>
<p>(選挙の方法及び定数)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前条第2号に規定する理事の候補者を選</p>	<p>(選挙の方法及び定数)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前条第2号に規定する理事の候補者を選</p>	

改正後	改正前	改正の趣旨
<p>出する選挙は、全国から5人と地方本部区域毎に1人を正員の選挙により選出する。</p> <p>4 前条第3号に規定する地方本部長を選出する選挙は、地方本部区域毎に1人を正員の中から正員の選挙により選出する。</p>	<p>出する選挙は、全国から5人と地方本部区域毎に1人を正員の中から正員の選挙により選出する。</p>	<p>第4項として、「地方本部長を選出する選挙」に関する条文を新設するものです。</p>
<p>(被選挙権)</p> <p>第22条 被選挙権は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第19条第2号の理事の候補者を選出する選挙の立候補者は、選挙告示のあった月の7日現在の会員台帳に登録されている正員であって、次のアからウまでに掲げる事項のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>ア 引き続き3年以上の正員歴を有する者であること</p> <p>イ 全国の区域内から選出する理事の候補者にあつては日本国内に住所を有し、地方本部区域毎に選出する理事の候補者にあつては当該地方本部区域内に住所を有する者であること</p> <p>ウ 別に定める役員の就任年齢及び重任の制</p>	<p>(被選挙権)</p> <p>第22条 被選挙権は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第19条第2号の理事の候補者を選出する選挙の立候補者は、選挙告示のあった月の7日現在の会員台帳に登録されている正員であって、次のアからウまでに掲げる事項のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>ア 引き続き3年以上の正員歴を有する者であること</p> <p>イ 全国の区域内から選出する理事の候補者にあつては日本国内に住所を有し、地方本部区域毎に選出する理事の候補者にあつては当該地方本部区域内に住所を有する者であること</p> <p>ウ 別に定める役員の就任年齢及び重任の制</p>	

改正後	改正前	改正の趣旨
<p>限に抵触しない者であること</p> <p>(3) 第19条第3号の地方本部長を選出する選挙の立候補者は、選挙告示のあった月の7日現在の会員台帳に登録されている正員であつて、次のアからウまでに掲げる事項のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>ア 引き続き3年以上の正員歴を有する者であること</p> <p>イ 当該地方本部区域内に住所を有する者であること</p> <p>ウ 別に定める役員の就任年齢及び重任の制限に抵触しない者であること</p> <p>2 (略)</p>	<p>限に抵触しない者であること</p> <p>2 (略)</p>	<p>「地方本部長を選出する選挙」に立候補する要件として、「当該地方本部に住所を有すること」等を規定するものです。</p>
<p>(立候補者の推薦)</p> <p>第23条 第19条第1号の社員を選出する選挙に立候補しようとする者は、3人以上の正員の推薦がなければならない。</p> <p>2 第19条第2号の理事の候補者を選出する選挙に立候補しようとする者及び第19条第3号の地方本部長を選出する選挙に立候補しようとする者は、10人以上の正員の推薦がなければならない。</p>	<p>(立候補者の推薦)</p> <p>第23条 第19条第1号の社員を選出する選挙に立候補しようとする者は、3人以上の正員の推薦がなければならない。</p> <p>2 第19条第2号の理事の候補者を選出する選挙に立候補しようとする者は、10人以上の正員の推薦がなければならない。</p>	<p>「地方本部長を選出する選挙」に立候補する要件として、10名以上の正員の推薦がなければならないことを規定するものです。</p>

改正後	改正前	改正の趣旨
<p>第6章 役員 (役員を選出) 第26条 定款第21条第2項の社員総会の決議を受けて理事に選任しようとする候補者は、正員の中から全国の区域内から又は<u>地方本部区域毎に正員による選挙によって選ばれた者及び地方本部長を選出する選挙によって選ばれた者とする。ただし、正員の中から定員2名を超えない範囲で理事会において推薦した者を理事の候補者とすることができる。</u></p> <p>2 定款第21条第2項の社員総会の決議を受けて監事に選任しようとする候補者は、正員の中から定員2名を超えない範囲で理事会において推薦した者を監事の候補者とする。</p>	<p>第6章 役員 (役員を選出) 第26条 定款第21条第2項の社員総会の決議を受けて理事に選任しようとする候補者は、正員の中から全国の区域又は地方本部区域毎に正員による選挙によって選ばれた者とする。ただし、正員の中から定員2名を超えない範囲で理事会において推薦した者を理事の候補者とすることができる。</p> <p>2 定款第21条第2項の社員総会の決議を受けて監事に選任しようとする候補者は、正員の中から定員2名を超えない範囲で理事会において推薦した者を監事の候補者とする。</p>	<p>「地方本部長を選出する選挙」の当選者は、社員総会における理事候補者になることができ、社員総会において理事候補者になることができます。</p>
<p>第10章 地方本部組織 (地方本部長) 第37条 地方本部長は、第20条第24項の規定による地方本部区域毎に行われた<u>理事の候補者の選挙で選ばれた社員総会の決議を得て理事となった地方本部長を選出する選挙で選ばれた者</u>がその任にあたる。ただし、理事に欠員が生じた場合は、現行</p>	<p>第10章 地方本部組織 (地方本部長) 第37条 地方本部長は、第20条第3項の規定による地方本部区域毎に行われた理事の候補者の選挙で選ばれた社員総会の決議を得て理事となった者がその任にあたる。ただし、理事に欠員が生じた場合は、現行</p>	<p>地方本部長選挙に当選した者は、そのまま地方本部長に就任することを規定するものであります。</p> <p>また、地方本部長に欠員が生じた場合は、現行</p>



改正後	改正前	改正の趣旨
<p>員が生じた場合若しくは社員総会の決議を得られず当該地方本部区域内の理事がいな  <del>い場合であって、第28条の規定による理事の選</del>  <del>任が行われるまでの間は、会長は当該地</del>  <del>方本部の支部長の意見を聞いて、当該地方本</del>  <del>部区域内の正員に会長が委嘱することができ</del>  <del>る。この場合の地方本部長は、理事の職務に就</del>  <del>くことはできない。</del></p> <p>2 (略)</p>	<p>を得られず当該地方本部区域内の理事がいな          い場合であって、第28条の規定による理事          の選任が行われるまでの間は、会長は当該地          方本部の支部長の意見を聞いて、当該地方本          部区域内の正員に会長が委嘱することができ          る。この場合の地方本部長は、理事の職務に就          くことはできない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>どおり、当該地方本部長の支部長の意見を聞          いて、当該地方本部区域内の正員に会長が地          方本部長を委嘱することができることを定め          るものです。</p>

附 則 (令和5年6月25日)

この規則の一部改正は、令和5年6月25日開催の一般社団法人日本アマチュア無敵連盟第12回定時社員総会において可決された時から施行する。(第12回定時社員総会決定)

〔改正内容〕

第19条に(3)を追加する。

第20条第3項のうち、「と地方本部区域ごとに1人」を削除し、第4項を追加する。

第22条第1項(2)イのうち、「全国の区域内から選出する理事の候補者」を、「日本国内に住所を有し、地方本部区域毎に選出する理事の候補者」に改め、(3)を追加する。

第23条第2項のうち、「第19条第2号の理事の候補者を選出する選挙に立候補しようとする者」を、「第19条第2号の理事の候補者を選出する選挙に立候補しようとする者及び第19条第3号の地方本部長を選出する選挙に立候補しようとする者」と改める。

第26条第1項のうち、「全国の区域又は地方本部区域毎に正員による選挙によって選ばれた者」を「全国の区域内から正員による選挙

によって選ばれた者及び地方本部長を選出する選挙によって選ばれた者」と改める。  
第37条第1項のうち、「第20条第3項の規定による地方本部区域毎に行われた理事の候補者の選挙で選ばれた社員総会の決議を得て理事となった者」を「第20条第4項の規定による地方本部区域毎に行われた地方本部長を選出する選挙で選ばれた者」と改め、「理事に欠員が生じた場合若しくは社員総会の決議を得られず当該地方本部区域内の理事がいない場合であって、第28条の規定による理事の選任が行われるまでの間は」を「地方本部長に欠員が生じた場合は」と改め、「この場合の地方本部長は、理事の職務に就くことではできない。」を削除する。

以上